相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県大町市常盤三六三〇番地八号四、最後の住所長野県安曇野市明科七貴三六八一番地　孝明舘　被相続人　亡　宮澤八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十二日

事務所長野県松本市新橋七番四号　相続財産管理人　司法書士　松田　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市鹿島町南講武三二七番地、最後の住所滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡一四一七番地六二　被相続人　亡　中村　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十二日

事務所滋賀県東近江市八日市町一―二三川嶋ビル三階八日市駅前法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川瀬　新也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県長浜市三ツ矢町一五番地三、最後の住所滋賀県長浜市寺田町二五七番地セフィロト病院　被相続人　亡　中村惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十二日

事務所滋賀県米原市中多良六四三番地二　相続財産管理人　司法書士　下堂　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府福知山市字下小田六七五番地、最後の住所京都府福知山市字猪崎二五番地の一　被相続人　亡　**藤**田美津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十二日

京都府舞鶴市引土二三三番地六　ダイハチビル五階　まいづる法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉本　晴樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市下六条町第一〇号二八番地、最後の住所大阪市淀川区木川東三丁目六番一五号グループホーム尚老苑　被相続人　亡　辻川　小未

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十二日

大阪市西区江戸堀一丁目二四番一五号タツト肥後橋ビル一〇〇二号　相続財産管理人　弁護士　牧田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市小倉南区城野一丁目八六二番地、最後の住所福岡県北九州市小倉北区熊本三丁目一四番四六―二〇一号　被相続人　亡　松﨑　幸則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十二日

福岡県北九州市小倉北区金田一丁目八番五号北九州法曹ビル三階　相続財産管理人　弁護士　柏木慎太郎

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による一宮伝法寺土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知書は、送付した書類の受領を拒まれたので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を左記のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　一宮市三ツ井八丁目一六番二三号

氏名　高橋　秀雄

平成二十九年三月二十二日

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、一宮伝法寺土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

右記　高橋　秀雄に対する通知の内容

従前の土地

所在　一宮市丹陽町伝法寺字大塚二六一七番七

地目　畑

地積　一三七㎡

所有権以外の権利又は処分の制限

一番根抵当権　全部

権利価額　四、四九九、九〇三円

換地処分後の土地

街区番号　二六街区一八―一画地

所在　一宮市伝法寺一丁目一五番一八

地目　畑

地積　一三八・四五㎡

所有権以外の権利又は処分の制限　全部

権利価額　五、八四四、九二七円

清算金　徴収一、三四五、〇二四円

仮清算金　〇円

清算金精算額　徴収一、三四五、〇二四円

教示

一　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に、一宮市長に審査請求をすることができます。

二　この処分について不服がある場合は、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを一宮伝法寺土地区画整理組合において掲示する。

平成二十九年三月二十二日

愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西雨野二二四六番二

一宮伝法寺土地区画整理組合　理事長　伊串伊三夫

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―三六四七号

㈢　商号　東京さくらツーリスト株式会社

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　東京さくらツーリスト株式会社　東京都杉並区方南一丁目一一番一四号　代表取締役　三橋　明仁

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都杉並区方南一丁目一一番一四号

㈥　旅行業登録年月日　平成八年三月二十九日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十九年三月七日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十九年三月二十二日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号　一般社団法人全国旅行業協会　会長　二階　俊博